



栃木県公報

平成30年
3月30日(金)
号外
第24号

目次

規則

○栃木県財務規則の一部改正..... 1

告示

○特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域等の一部改正..... 8

○騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域における自動車騒音の限度を定める総理府令別表備考の区域の一部改正..... 9

○騒音に関する環境基準についての地域の指定の一部改正..... 10

○新幹線鉄道騒音に係る環境基準についての地域の指定の一部改正..... 10

○振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域の指定等の一部改正..... 11

○悪臭防止法の規定に基づく規制地域及び規制基準の一部改正..... 12

規則

栃木県規則第十九号

栃木県財務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年三月三十日

栃木県知事 福田 富一

栃木県財務規則の一部を改正する規則

栃木県財務規則（平成七年栃木県規則第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(総務に関する事務の特例)</p> <p>第四条の二 総務事務センター所長</p> <p>は、第三条の規定により別表第二に掲げる事務及び前条の規定により別表第三に掲げる事務（知事の決裁を要する事項を除く。）のうち、別に定める事務を処理するものとする。</p> <p>2 前項の規定により総務事務センター所長が処理した事務については、第三条の規定により委任を受けた公所の長が行い、又は前条の規定により専決権者が専決したものとみなすことができる。</p> <p>(出納員及びその他の会計職員)</p> <p>第五条 課又は公所 に出納員を置く。</p> <p>2 出納員は、課にあつては総括課長補佐又はこれに準ずる職員、公所にあつては総括所長補佐又は</p>	<p>(総務に関する事務の特例)</p> <p>第四条の二 職員総務課総務事務室（以下「総務事務室」という。）の長（以下「総務事務室長」という。）は、第三条の規定により別表第二に掲げる事務及び前条の規定により別表第三に掲げる事務（知事の決裁を要する事項を除く。）のうち、別に定める事務を処理するものとする。</p> <p>2 前項の規定により総務事務室長が処理した事務については、第三条の規定により委任を受けた公所の長が行い、又は前条の規定により専決権者が専決したものとみなすことができる。</p> <p>(出納員及びその他の会計職員)</p> <p>第五条 課、公所又は総務事務室 に出納員を置く。</p> <p>2 出納員は、課にあつては総括課長補佐又はこれに準ずる職員、公所にあつては総括所長補佐又は</p>

これに準ずる職員

のうちから、それぞれ経営管理部長が指定する職にある職員をもって充てる。

3 7 略

(長期継続契約を締結することができる契約)

第百四十八条の二 略

2 条例本則第三号ロに掲げる契約に係る同号に規定する規則で定める契約は、次に掲げる契約とする。

一 15 略

十六 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第三十七条の二第二項第一号に規定する寄附金に係る業務の委託に関する契約

(財政課長、経営管理部長への合議事項)

第百九十四条 課長は、次に掲げる事項については、財政課長を経て経営管理部長に合議しなければならない。

一 財務に関係ある条例及び規則の制定又は改廃(規則の軽易な改廃を除く。)に関する事

二 略

三 5 略

2 課長は、次に掲げる事項(当該事項のうち軽微であるとして別に定めるものを除く。)については、財政課長に合議しなければならない。

一 2 略

三 予算上の趣旨又は内容の変更を伴う予算執行(前項第四号に掲げる事項を除く。)に関する事

四 略

(会計管理者等への合議事項)

第百九十五条 課長又は公所の長は、前条の規定により財政課長を経て経営管理部長に合議する事項(同条第一項第二号に掲げる事項を除く。)については会計局会計管理課長を経て会計管理者に、財政課長に合議する事項

については会計局会計管理課長に合議しなければならない。

別表第1 (第2条関係)

所属区分	公	所
------	---	---

これに準ずる職員、総務事務室にあつては総務事務室に属する職員のうちから、それぞれ経営管理部長が指定する職にある職員をもって充てる。

3 7 略

(長期継続契約を締結することができる契約)

第百四十八条の二 略

2 条例本則第三号ロに掲げる契約に係る同号に規定する規則で定める契約は、次に掲げる契約とする。

一 15 略

十六 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第三十七条の二第二項第一号に規定する寄附金に係る業務の委託に関する契約

(財政課長、経営管理部長への合議事項)

第百九十四条 課長は、次に掲げる事項については、財政課長を経て経営管理部長に合議しなければならない。

一 財務に関係ある条例及び規則の制定又は改廃に関する事

二 略

三 予算の執行に関し、その成立の趣旨を異にしない範囲で内容を変更すること。

四 6 略

2 課長は、次に掲げる事項(当該事項のうち軽微であるとして別に定めるものを除く。)については、財政課長に合議しなければならない。

一 2 略

三 国庫支出金の申請(計画書等の提出を含む。)に関する事

四 略

五 部長の専決に係る予算執行に関する事

3 公所の長は、第一項第三号及び第六号に掲げる事項については、財政課長を経て経営管理部長に合議しなければならない。

(会計管理者等への合議事項)

第百九十五条 課長又は公所の長は、前条の規定により財政課長を経て経営管理部長に合議する事項(同条第一項第二号に掲げる事項を除く。)については会計局会計管理課長を経て会計管理者に、財政課長に合議する事項(同条第二項第三号に掲げる事項を除く。)については会計局会計管理課長に合議しなければならない。

別表第1 (第2条関係)

所属区分	公	所
------	---	---

略	
経営管理部	総務事務センター 県税事務所 自動車税事務所
略	
保健福祉部	健康福祉センター 保健環境センター 衛生福祉大学校 県南高等看護専門学院 障害者総合相談所 精神保健福祉センター 児童相談所 那須学園 動物愛護指導センター 食肉衛生検査所
略	

略	
経営管理部	県税事務所 自動車税事務所
略	
保健福祉部	健康福祉センター 保健環境センター 衛生福祉大学校 県南高等看護専門学院 とちぎリハビリテーションセンター 精神保健福祉センター 児童相談所 那須学園 動物愛護指導センター 食肉衛生検査所
略	

別表第3 (第4条関係)

- 1 共通決裁事項及び共通専決事項
(1) 財務に関する一般的事項

部長専決事項	幹事課長専決事項	課長専決事項
1 この規則に基づく次の事務 (1)・(2) 略	(1)～(3) 略 (4) 歳出予算の目内の流用 _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ (5)・(6) 略	(1)～(10) 略
(3) 略		
2・3 略		

- (2) 予算の執行に係る事案の決定関係

決裁権者及び	知事	副知事	部長	幹事課長	課長
--------	----	-----	----	------	----

別表第3 (第4条関係)

- 1 共通決裁事項及び共通専決事項
(1) 財務に関する一般的事項

部長専決事項	幹事課長専決事項	課長専決事項
1 この規則に基づく次の事務 (1)・(2) 略	(1)～(3) 略 (3) 歳出予算の目内の流用の流用(幹事課長の専決に係るものを除く。) (4) 略	(1)～(10) 略
	(4) 歳出予算の目内の流用(幹事課長又は課長が予算の執行に係る事案の決定について、その全額を専決することとされている経費に限る。) (5)・(6) 略	
2・3 略		

- (2) 予算の執行に係る事案の決定関係

決裁権者及び	知事	副知事	部長	幹事課長	課長
--------	----	-----	----	------	----

略				
投資及び出資金			1,000万円以上	略
略				

備考 略

2 特定決裁事項及び特定専決事項

区分	知事決裁事項	副知事専決事項	部長専決事項	課長専決事項
----	--------	---------	--------	--------

略

環境森林部各課共通	略			
-----------	---	--	--	--

略

医療政策課	1・2 略			
	3 栃木県准看護師修学資金貸与条例（平成29年栃木県条例第4号）に基づく次の事務			
			(1) 貸付金に係る予算の執行	
	4 この規則に基づく次の事務			
			(1) とちぎ安心医療基金に係る寄附の受入れの決定	

略

会	1 略			
---	-----	--	--	--

略				
投資及び出資金		5,000万円以上	1,000万円以上	略
			5,000万円未満	
略				

備考 略

2 特定決裁事項及び特定専決事項

区分	知事決裁事項	副知事専決事項	部長専決事項	課長専決事項
----	--------	---------	--------	--------

略

環境森林部各課室共通	略			
------------	---	--	--	--

略

医療政策課	1・2 略			
-------	-------	--	--	--

略

会	1 略			
---	-----	--	--	--

計 局 会 計 管 理 課	2 栃木県収入証紙条例（昭和25年栃木県 条例第46号）及び栃木県収入証紙条例施 行規則（平成16年栃木県規則第32号）に 基づく次の事務	
	(1) 収入 証紙売 りさば き機関 の決定	(1) _____ 指定人の氏 名等の変更 届出の受理
	(2) _____ _____ __収入 証紙売 りさば きの指 定	(2) 指定人の _____ 売りさばき の廃止届出 の受理
	(3) _____ _____ _____ __収入 証紙売 りさば きの指 定の解 除	
3 略		

計 局 会 計 管 理 課	2 栃木県収入証紙条例（昭和25年栃木県 条例第46号） _____ _____に 基づく次の事務	
	(1) 第10条の 規定による 指定人の氏 名等の変更 届出の受理	(1) 第6 条の規 定によ る収入 証紙売 りさば きの指 定
	(2) 第11条の 規定による 売りさばき の廃止届出 の受理	(2) 第12 条の規 定によ る収入 証紙売 りさば きの指 定の解 除
3 略		

3・4 略

5 委任事務に関する特定専決事項

公 所	専 決 権 者	専 決 事 項
略		
略	略	
衛生福祉大学校	略	略
略		
略		

別表第4（第6条関係）

課の出納員 に委任する 事項	1 課に属する給与及び給与に係 る共済費、児童手当並びに職員 の旅費に係る支出負担行為の確
----------------------	---

3・4 略

5 委任事務に関する特定専決事項

公 所	専 決 権 者	専 決 事 項
略		
略	略	
衛生福祉大学校	略	略
とちぎリハビリ テーションセン ター	副所長	
略		

別表第4（第6条関係）

課の出納員 に委任する 事項	1 課に属する給与及び給与に係 る共済費、児童手当並びに職員 の旅費に係る支出負担行為の確
----------------------	---

	<p>認（<u>総務事務センター</u>の出納員に委任する事項を除く。）</p> <p>2 課に属する歳入金の収納及び繰替払（<u>総務事務センター</u>の出納員に委任する事項を除く。）</p> <p>3 課に属する保管金及び保管有価証券の出納（<u>総務事務センター</u>の出納員に委任する事項を除く。）</p> <p>4・5 略</p>
公所の出納員に委任する事項	<p>1 公所に属する支出負担行為の確認（<u>総務事務センター</u>の出納員に委任する事項を除く。）</p> <p>2 公所に属する歳入金の収納（<u>県税事務所</u>の出納員にあつては、<u>自動車税事務所</u>に属する自動車税に係る歳入の収納を含む。）及び繰替払（<u>総務事務センター</u>の出納員に委任する事項を除く。）</p> <p>3 公所に属する保管金の出納並びに保管有価証券の出納及び保管（<u>総務事務センター</u>の出納員に委任する事項を除く。）</p> <p>4・5 略</p>
<u>総務事務センター</u> の出納員に委任する事項	<p>1 第4条の2第1項の規定により<u>総務事務センター</u>所長が処理する事務に係る支出負担行為の確認、歳入金の収納及び保管金の出納</p> <p>2 略</p>
略	

別表第5（第7条関係）

1 会計局における決裁及び専決事項

会計管理者 決 裁 事 項	会計管理課長専決事項
1 略	
2 この規則に基づく次の事務 (1)~(3) 略	(1) 支出負担行為の確認（課、公所及び <u>総務事務センター</u> の出納員に委任した事項を除く。また、予算の執行に係る事案の決定が、全額課長専決となっている

	<p>認（<u>総務事務室</u>の出納員に委任する事項を除く。）</p> <p>2 課に属する歳入金の収納及び繰替払（<u>総務事務室</u>の出納員に委任する事項を除く。）</p> <p>3 課に属する保管金及び保管有価証券の出納（<u>総務事務室</u>の出納員に委任する事項を除く。）</p> <p>4・5 略</p>
公所の出納員に委任する事項	<p>1 公所に属する支出負担行為の確認（<u>総務事務室</u>の出納員に委任する事項を除く。）</p> <p>2 公所に属する歳入金の収納（<u>県税事務所</u>の出納員にあつては、<u>自動車税事務所</u>に属する自動車税に係る歳入の収納を含む。）及び繰替払（<u>総務事務室</u>の出納員に委任する事項を除く。）</p> <p>3 公所に属する保管金の出納並びに保管有価証券の出納及び保管（<u>総務事務室</u>の出納員に委任する事項を除く。）</p> <p>4・5 略</p>
<u>総務事務室</u> の出納員に委任する事項	<p>1 第4条の2第1項の規定により<u>総務事務室</u>長が処理する事務に係る支出負担行為の確認、歳入金の収納及び保管金の出納</p> <p>2 略</p>
略	

別表第5（第7条関係）

1 会計局における決裁及び専決事項

会計管理者 決 裁 事 項	会計管理課長専決事項
1 略	
2 この規則に基づく次の事務 (1)~(3) 略	(1) 支出負担行為の確認（課、公所及び <u>総務事務室</u> の出納員に委任した事項を除く。また、予算の執行に係る事案の決定が、全額課長専決となっている

3 略	<p>もの（扶助費、償還金、利子及び割引料を除く。）については、会計管理課審査担当のリーダーの専決事項とする。） (2)～(9) 略</p>
2 公所の出納員による専決事項	
(1) 略	
(2) 公所に属する納付書払に係る支払証の指定金融機関への送付（総務事務センター所長が処理する事務に係るものを除く。）	
3 略	

3 略	<p>もの（扶助費、償還金、利子及び割引料を除く。）については、会計管理課審査担当のリーダーの専決事項とする。） (2)～(9) 略</p>
2 公所の出納員による専決事項	
(1) 略	
(2) 公所に属する納付書払に係る支払証の指定金融機関への送付（総務事務室長が処理する事務に係るものを除く。）	
3 略	

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

(会計局会計管理課)

告 示

栃木県告示第百六十七号

特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域等（昭和四十七年栃木県告示第七十号）の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月三十日

栃木県知事 福田 富一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>一 略</p> <p>二 法第四条第一項に規定する時間及び区域の区分ごとの規制基準は、次の表のとおりとする。ただし、同表に掲げる第二種区域（第二種区域の夜間に係るものは除く。）、第三種区域及び第四種区域の区域内に所在する学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する保育所、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院及び同条第二項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する図書館、老人福祉法（昭和三十八年法律第百二十三号）第五条の二に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定子ども園（次項において「学校、病院等」という。）の敷地の周囲おおむね五十メートル</p>	<p>一 略</p> <p>二 法第四条第一項に規定する時間及び区域の区分ごとの規制基準は、次の表のとおりとする。ただし、同表に掲げる第二種区域（第二種区域の夜間に係るものは除く。）、第三種区域及び第四種区域の区域内に所在する学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する保育所、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院及び同条第二項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する図書館、老人福祉法（昭和三十八年法律第百二十三号）第五条の二に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保</p>

ルの区域内における規制基準は、当該各欄に定める当該値から五デシベルを減じた値とする。

略

備考

1～3 略

4 第一種区域とは、都市計画法第八条第一項第一号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域及び田園住居地域をいい、第二種区域とは、同号に規定する第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域をいい、第三種区域とは、同号に規定する近隣商業地域、商業地域及び準工業地域をいい、第四種区域とは、同号に規定する工業地域をいう。

5～8 略

三 略

ルの区域内における規制基準は、当該各欄に定める当該値から五デシベルを減じた値とする。

略

備考

1～3 略

4 第一種区域とは、都市計画法第八条第一項第一号に規定する第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域をいい、第二種区域とは、同号に規定する第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域をいい、第三種区域とは、同号に規定する近隣商業地域、商業地域及び準工業地域をいい、第四種区域とは、同号に規定する工業地域をいう。

5～8 略

三 略

栃木県告示第百六十八号

騒音規制法第十七条第一項の規定に基づき指定地域における自動車騒音の限度を定める総理府令別表備考の区域（平成十二年栃木県告示第百八十九号）の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月三十日

栃木県知事 福田 富一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
区域の区分	該当地域	区域の区分	該当地域
a 区域	特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴つて発生する騒音について規制する地域等（昭和四十七年栃木県告示第七十号）一の項各号に掲げる地域（以下「指定地域」という。）のうち、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、 <u>第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域</u>	a 区域	特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴つて発生する騒音について規制する地域等（昭和四十七年栃木県告示第七十号）一の項各号に掲げる地域（以下「指定地域」という。）のうち、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域 <u>及び第一種中高層住居専用地域</u>
	<u>指定地域のうち、都市計画法第八条第一項第一号に規定する第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域</u>		指定地域のうち、次に掲げる地域 一 <u>都市計画法第八条第一項第一号に規定する第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域</u>

b 区域		b 区域	一 都市計画法第八条第一項第一号に規定する用途地域が定められていない区域にあつては、特定工場等において発生する騒音および特定建設作業に伴つて発生する騒音について規制する地域等二の項の表備考4に規定する第一種区域及び第二種区域の全域
c 区域	指定地域のうち、都市計画法第八条第一項第一号に規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域	c 区域	指定地域のうち、次に掲げる地域 一 都市計画法第八条第一項第一号に規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域 二 都市計画法第八条第一項第一号に規定する用途地域が定められていない区域にあつては、特定工場等において発生する騒音および特定建設作業に伴つて発生する騒音について規制する地域等二の項の表備考4に規定する第三種区域及び第四種区域の全域

栃木県告示第百六十九号

騒音に関する環境基準についての地域の指定（平成十九年栃木県告示第二百六十三号）の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月三十日

栃木県知事 福田 富一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
地域の種類	該当地域	地域の種類	該当地域
A	都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、 <u>第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域</u>	A	都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
略		略	

栃木県告示第百七十号

新幹線鉄道騒音に係る環境基準についての地域の指定（平成十九年栃木県告示第二百六十四号）の一部を次

のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月三十日

栃木県知事 福田 富一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
地域の類型	該当地域	地域の類型	該当地域
I	<p>東北新幹線鉄道の軌道中心線から二百メートル以内の区域（以下「沿線区域」という。）のうち、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域並びに同号に規定する用途地域の定めのない地域内であつて、別図にIとして区画した地域</p>	I	<p>東北新幹線鉄道の軌道中心線から二百メートル以内の区域（以下「沿線区域」という。）のうち、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに同号に規定する用途地域の定めのない地域内であつて、別図にIとして区画した地域</p>
略		略	

栃木県告示第七十七号

振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域の指定等（昭和五十二年栃木県告示第七百十五号）の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月三十日

栃木県知事 福田 富一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
一 略	<p>指定区域内の特定工場等において発生する振動に係る時間及び区域の区分ごとの規制基準は、次の表のとおりとする。ただし、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する保育所、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院及び同条第二項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する図書館、老人福祉法（昭和二十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する特</p>	一 略	<p>指定区域内の特定工場等において発生する振動に係る時間及び区域の区分ごとの規制基準は、次の表のとおりとする。ただし、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する保育所、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院及び同条第二項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する図書館、老人福祉法（昭和二十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する特</p>

別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（次項において「学校、病院等」という。）の敷地の周囲おおむね五十メートルの区域内における規制基準は、当該各欄に定める当該値から五デシベルを減じた値とする。

略

備考

1～4 略

5 第一種区域とは、都市計画法第八条第一項第一号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域をいい、第二種区域(A)とは、同号に規定する近隣商業地域、商業地域及び準工業地域をいい、第二種区域(B)とは、同号に規定する工業地域をいう。

6～9 略

三～五 略

別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（次項において「学校、病院等」という。）の敷地の周囲おおむね五十メートルの区域内における規制基準は、当該各欄に定める当該値から五デシベルを減じた値とする。

略

備考

1～4 略

5 第一種区域とは、都市計画法第八条第一項第一号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域をいい、第二種区域(A)とは、同号に規定する近隣商業地域、商業地域及び準工業地域をいい、第二種区域(B)とは、同号に規定する工業地域をいう。

6～9 略

三～五 略

栃木県告示第七十二号

悪臭防止法の規定に基づき規制地域及び規制基準（平成二十四年栃木県告示第七十一号）の一部を次のように改正する。

平成三十年三月三十日

栃木県知事 福田 富一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
一 規制地域 規制地域は、次のとおりとする。			一 規制地域 規制地域は、次のとおりとする。		
市町村名	地 域	区域の区分	市町村名	地 域	区域の区分
略			略		
壬生町	用途地域のうち第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、 <u>近隣商業地域及び準工業地域</u> 、別	略	壬生町	用途地域のうち第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地 <u>域及び近隣商業地域</u> 、別	略
	図十に区画した地域			図十に区画した地域	

略	並びに別表に掲げる地域
	略

備考 略

別表

那須町	略
	<p>幸福の科学学園高等学校、中学校、那須町立那須中学校、那須町立東陽小学校、那須町立学びの森小学校、那須町立高久小学校、那須町立田代友愛小学校、那須町立那須高原小学校、那須みふじ幼稚園、那須幼稚園、那須町立黒田原第二保育園、那須町立伊王野保育園、那須町立那須高原保育園、那須町立千振保育園、那須町立大同保育園、那須町立高久保育園、特別養護老人ホームゆたか苑、特別養護老人ホーム寿山荘那須、特別養護老人ホームなすの苑、養護老人ホーム聖園那須老人ホーム</p> <p>、那須高原病院及び見川医院のそれぞれ周囲百メートル以内の区域</p>

略	並びに別表に掲げる地域
	略

備考 略

別表

那須町	略
	<p>那須高原海城高等学校・中学校、幸福の科学学園高等学校、中学校、那須町立東陽中学校、那須町立那須中学校、那須町立東陽小学校、那須町立学びの森小学校、那須町立高久小学校、那須町立田代友愛小学校、那須町立那須高原小学校、那須みふじ幼稚園、那須幼稚園、那須町立黒田原第二保育園、那須町立伊王野保育園、那須町立那須高原保育園、那須町立千振保育園、那須町立大同保育園、那須町立高久保育園、特別養護老人ホームゆたか苑、特別養護老人ホーム寿山荘那須、特別養護老人ホームなすの苑、養護老人ホーム聖園那須老人ホーム、認知症高齢者グループホームソフィア、那須高原病院及び見川医院のそれぞれ周囲百メートル以内の区域</p>

(環境保全課)